資　循　第　１２０　号
令 和 ２ 年 ４ 月 17 日

市町村廃棄物担当部等の長
関係一部事務組合及び広域連合の管理者　｝様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第１項に基づく緊急事態宣言の対象区域の拡大について(通知)

本県の産業廃棄物対策の推進につきましては、日頃から御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和２年４月 16 日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

ついては、本事務連絡を踏まえ、下記等について、指導監督、周知等についてよろしくお願いします。

記

１　令和２年４月７日付け「緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)」（環循適発第 2004077 号、環循規発第 2004075 号環境省環境再生・資源循環局長通知。以下「通知」という。）の１に基づき、作業中、作業後において十分な感染防止策を講じつつ、廃棄物処理業務が継続されるよう、特に、感染性廃棄物を扱う処理業者が、新型コロナウイルスが付着し、又はそのおそれのある廃棄物についても受け入れて、迅速かつ適正に処理するよう、廃棄物処理業者に要請すること。

２　通知の２、３についても改めて留意すること。